

1. 議事日程（令和6年第2回北広島町議会定例会）

令和6年6月5日
午前10時開会
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第7号	令和5年度北広島町一般会計繰越明許費について
日程第5	報告第8号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計繰越明許費について
日程第6	報告第9号	専決処分の報告について（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第7	議案第40号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第41号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第9	議案第42号	北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第43号	北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第44号	大朝創作活動センター設置及び管理条例を廃止する条例
日程第12	議案第45号	財産の無償譲渡について（広島県中古自動車販売商工組合）
日程第13	議案第46号	財産の無償貸付について（南方小学校）
日程第14	議案第47号	工事請負契約の変更について （北広島町学校給食センター新築工事）
日程第15	議案第48号	財産の取得の変更について （北広島町学校給食センター厨房機器）
日程第16	議案第49号	財産の取得の変更について （北広島町学校給食センター厨房備品）
日程第17	議案第50号	令和6年度北広島町一般会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第51号	令和6年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第19	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕 野 博 司	副 町 長	畑 田 正 法	教 育 長	増 田 隆
芸北支所長	村 竹 明 治	大朝支所長	矢 部 芳 彦	豊平支所長	熊 谷 忠 明
危機管理課長	川 手 秀 則	総 務 課 長	中 川 克 也	財政政策課長	国 吉 孝 治
管 財 課 長	高 下 雅 史	まちづくり推進課長	小 椿 治 之	税 務 課 長	植 田 優 香
町民保健課長	迫 井 一 深	福 祉 課 長	細 居 治	こども家庭課長	芥 川 智 成
環境生活課長	出 廣 美 穂	農 林 課 長	宮 地 弥 樹	商工観光課長	大 本 賢 一 郎
建 設 課 長	竹 下 秀 樹	消 防 長	笠 道 宏 和	教 育 課 長	植 田 伸 二
会計管理者	大 畑 紹 子				

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三 宅 克 江 議会事務局長補佐 田 邊 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。先の議会運営委員会において、省エネ、節電対策の取組の一環として、本議会において服装をクールビズにすることとしております。暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。また、議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回北広島町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、梅尾議員、9番、伊藤淳議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日6月5日から17日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの13日間に決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は配付しておりますとおりですが、その中から2点申し添えておきます。4月23日、中山間地域対策特別委員会宮本委員長とともに、首相官邸において内閣総務官と面談し、特定地域づくり事業組合制度の講演を北広島町で開催していただくよう依頼をいたしました。5月21日、東京国際フォーラムで開催された全国町村議会議長会主催の令和6年度町村議会議長・副議長研修会に亀岡副議長と出席し、「議員のなり手不足は住民自治の危機、その打開の道を探る」、「ハラスメントに関する議員が注意すべきポイント」、「将来の地方議会を担うのは誰か」と題した講演を聴講しました。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおりです。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。あらかじめ配付したとおりです。朗読は、省略いたします。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、行政報告をいたします。資料の4ページ、総務課の関係であります。本町は、合併して今年20周年を迎えるということで、記念事業の検討委員会を設置し、いろいろと検討をいただいております。記念式典は、11月の10日日曜日午後1時から交流センター紫の里、千代田開発センターであります。ここで開催するということに決定をいたしました。また、テーマも「20周年の風 歩んでいこうどこまでも」ということに決定しているところでございます。危機管理課の関係です。5ページをお願いします。中ほどから下のほうですけども、消防団の関係であります。5月26日日曜日に令和6年度山県支部消防団員教育訓練ということで大朝の運動公園で実施をされました。これは、安芸太田町と北広島町の消防団が合同で行うもので、234名が集まって訓練をされました。6ページをお願いします。能登半島地震がありましたけれども、この支援のため、本町からも職員が支援に行っております。1月から5月の間に延べ5回、9人がそれぞれ1週間ずつ支援に赴いているところでございます。財政政策課の関係です。8ページをお願いします。企業版ふるさと納税の関係であります。令和5年度昨年度が23件、計5040万円のご寄附をいただきました。本当に多額のご寄附をいただきました。感謝を申し上げるところでございます。10ページをお願いします。まちづくり推進課の関係であります。定住促進事業であります。空き家情報バ

ンク、公開物件数が３１件、新規登録物件数が８件ということになっております。実績としては、今年の２月から４月まで３か月間で成約件数が５件ということになっております。１１ページをお願いします。上段のほうでありますけども、令和５年度きたひろ自立支援プロジェクト事業ということで、昨年度でありますけども、安芸吉川会国宝狐ヶ崎の太刀のこしらえということでプロジェクトを行ったわけでありますけども、目標を達成することができました。ありがとうございました。今年度６年度のプロジェクトでありますけども、１点目が大朝地域協議会のわさの輪プロジェクトと言うのと旧南方小学校の再生プロジェクトと言うことで、２つのプロジェクトで頑張ってくださいとところでございます。町民保健課の関係であります。１６ページをお願いします。１５ページから１６ページということですが、元気づくり推進事業でありますけども、６２会場で今、行っていておりますけども、この４月、１か月間で延べ参加人数が２３２１人ということになっております。２１ページをお願いします。環境生活課の関係であります。一番下段になりますけれども、カーボンニュートラル推進事業ということで、昨年に引き続きゼロカーボントウン推進加速化事業補助金ということで実施をしております。今年度は５月１３日から受付を開始し、９月末までを予定をしておるところであります。次に、農林課の関係であります。２５ページをお願いします。鳥獣被害対策でございますが、有害鳥獣捕獲と狩猟捕獲、合わせて中ほどにありますけども、令和５年度、イノシシが７５４頭、シカが９９９頭捕獲をしたということでございます。２６ページをお願いします。森林環境譲与税の取組でありますけども、森林の新たな価値創造事業ということで、北広島町新たな森林資源活用ビジョンを策定をいたしました。これから実行計画等策定してまいりたいと考えているところであります。商工観光課の関係です。２８ページをお願いします。農山村体験推進事業の関係であります。５月に５校、小学校・中学校でありますけども、合計で４５０人程度の児童生徒を受け入れているところあります。この事業は、学校のほうからは民泊事業を行いたいというふうに人気が高いのでありますけども、受入れ家庭が足りないという状況であります。ただいま受入れ家庭を募集中でありますので、よろしく願いをいたします。私からは以上であります。教育委員会関係は、教育長から説明いたします。

○議長（湊俊文） 増田教育長。

○教育長（増田隆） 続いて教育委員会から教育行政について報告いたします。３１ページをお開きください。学校教育活動では、コミュニティスクール学校運営協議会を本年度も全学校で開催をいたします。卒業式、始業式、入学式をそれぞれ記載の日程で開催いたしました。４月９日、義務教育学校豊平学園を開校しました。４月１８日に全国学力・学習状況調査を実施しました。安全・安心な学校施設では、学校統合に伴う大朝小学校校舎改修工事設計業務契約を締結しています。続いて３２ページをお開きください。ふるさと夢プロジェクト事業では、５年生の町内民泊事業を昨日より実施をしています。放課後児童クラブ運営事業、各児童クラブ、それぞれの登録児童数は、記載のとおりです。３２ページから３３ページにかけてですが、文化財保護管理事業、収蔵庫等管理運営事業、芸北高原の自然館事業では、各事業を多くの方々の参加をいただき、開催をしています。６月２日には壬生の花田植に６０００人の来場を得て開催をいたしました。以上、教育委員会から教育行政の報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上で、町長及び教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第7号 令和5年度北広島町一般会計繰越明許費について

日程第5 報告第8号 令和5年度北広島町下水道事業特別会計繰越明許費について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第7号、令和5年度北広島町一般会計繰越明許費について及び日程第5、報告第8号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計繰越明許費についての2件を一括議題とします。以上、2件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第7号から第8号につきまして一括して概要を説明します。議案集4ページをお願いします。報告第7号、令和5年度北広島町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものであります。令和5年3月定例議会議案第39号、令和5年度北広島町一般会計予算、令和5年7月臨時議会議案第60号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第4号、令和5年9月定例議会議案第77号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第5号、令和5年12月定例議会議案第101号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第7号、令和6年1月臨時議会議案第2号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第8号及び令和6年3月定例議会議案第21号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第9号において議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものであります。議案集5ページをお願いします。報告第8号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計繰越明許費について地方自治法施行令第146条第2項に定めるところにより報告するものです。令和5年3月定例議会議案第41号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計予算及び令和6年3月定例議会議案第23号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第4号で議決をいただきました繰越明許費につきまして調整を行った結果を報告するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 報告第7号、令和5年度北広島町一般会計に係る繰越明許費につきまして、財政政策課からご報告いたします。議案書の4ページをお願いいたします。本報告は、年度内に支出が完了しない経費につきまして、令和6年度に繰越しをした額を報告するものでございます。それでは表の上段からご説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、住民税均等割課税世帯等臨時特別給付金給付事業910万1634円、普通財産管理事業1497万8100円、新エネルギー等普及啓発事業750万円を、同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業2069万3189円を、次に、4款衛生費、1項保健衛生費、予防接種事業80万円を、次に、6款農林水産業費、1項農業費、農業基盤整備事業260万円、農業施設管理事業32万6000円を、次に、7款商工費、1項商工費、観光プロモーション事業90万4000円を、次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、県営道路改良事業741万7544円、道路維持修繕事業3952万円、道路新設改良事業5477万9187円を、橋りょう維持修繕事業1681万5800円を、同じく8款土木費、6項砂防費、急傾斜地崩壊対策事業125万5337円を、次に、9款消防費、1項消防費、一般管理事業3億7464万4000円を、次に、10款教育費、1項教育総務費、学校給食事業8億1807万5000円を、次に、13款諸支出金、1項公営企業費、水道事業2130万円を、なお、7款商工費、1項商工費、舞ロード千代田管理事業は、令和5年度内の事業完了により

繰越しを取りやめましたので、合計１６事業１３億９０７０万５２９１円を繰り越したものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 報告第８号、令和５年度北広島町下水道事業特別会計に係る繰越明許費につきまして、環境生活課からご報告いたします。議案書の５ページをご覧ください。２款１項下水道費の下水道施設費、下水道新設事業については、汚水処理を自動制御するための装置を更新する千代田浄化センターＳ９Ｃ更新工事、また民間の分譲住宅地へ下水道本管を設置する工事として、有田中頼信地区下水道築造工事、以上の２件を行うための財源として２６５０万円を繰越したものでございます。以上で、環境生活課からの報告を終わります。

○議長（湊俊文） 以上、２件について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第７号、令和５年度北広島町一般会計繰越明許費について及び報告第８号、令和５年度北広島町下水道事業特別会計繰越明許費についての２件について報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第６ 報告第９号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第６、報告第９号、専決処分の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第９号につきまして概要を説明します。議案集の６ページをお願いします。報告第９号、専決処分の報告について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第２項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 報告第９号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。議案集の６ページ、７ページをお願いいたします。地方自治法第１８０条第１項の規定により、議案集７ページ、専決処分第５号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和６年５月８日専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告いたします。内容についてご説明いたします。１、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。２、事故の概要は、令和６年３月２５日午前７時４５分頃、新庄字蓮河内２４０３番６付近、町道船峠線を走行中、道路陥没部付近に散乱した石上を通過したところ、右側後輪タイヤを損壊したものです。３、和解内容、（１）町は相手方に対し、損害賠償として３万５３１０円の支払義務があることを認め、これを支払う。（２）町及び相手方は、今後一切本件請求原因事項に関して何ら債権債務を有しないことを確認する。以上、２点でございます。４、損害賠償額は３万５３１０円で、内訳はタイヤ修繕費及びレッカー代総額の７万６２０円の５割でございます。以上で報告を終わります。

○議長（湊俊文） 本件についてこれより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第９号、専決処分の報告について報告を終

わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 7 議案第 40 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から

日程第 11 議案第 44 号 大朝創作活動センター設置及び管理条例を廃止する条例

○議長（湊俊文） 日程第 7、議案第 40 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 11、議案第 44 号、大朝創作活動センター設置及び管理条例を廃止する条例までの 5 議案を一括議題とします。以上、5 議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第 40 号から議案第 44 号につきまして一括して説明します。議案集の 8 ページをお願いします。議案第 40 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、能登半島地震に係る職員派遣並びに人事院規則の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 13 ページをお願いします。議案第 41 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明します。本案は、刑法等の改正に伴い、関係条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 21 ページをお願いします。議案第 42 号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 25 ページをお願いします。議案第 43 号、北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、令和 6 年 8 月 1 日をもって北広島町学校給食センターを運用開始するため、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の 27 ページをお願いします。議案第 44 号、大朝創作活動センター設置及び管理条例を廃止する条例について説明します。本案は、大朝創作活動センターの廃止に伴い、条例の廃止について町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（中川克也） 議案第 40 号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、総務課からご説明申し上げます。議案集の 8 ページをお願いいたします。本条例は、能登半島地震に係る派遣職員への災害応急作業等手当を支給するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。主な改正箇所は、第 10 条において、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を定めるもの、附則において、新型コロナウイルス感染症の変異株が新型インフルエンザ等に該当し、再び同様の手当が必要になった際に適用できるようにするものでございます。続きまして、議案第 41 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。議案集の 13 ページをお願いいたします。本条例は、刑法及び刑事訴訟法の改正に伴い、関係条例の一部改正について町議会に提案するものでございます。改正内容についてご説明いたします。刑法等において、懲役、禁錮の名称が拘禁刑に変更になることに伴い、該当する文言を引用している北広島町職員の分限

に関する手続及び効果に関する条例ほか5つの条例について改正を行います。これで総務課からのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 議案第42号、北広島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、こども家庭課からご説明申し上げます。議案集21ページをお願いします。今回提案させていただきました一部改正条例は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により保育士、保育従事者の配置基準の見直しが行われたため、本条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案集25ページをお願いします。議案第43号、北広島町学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例について教育課から説明します。提案の理由でございます。現在の大朝学校給食共同調理場、千代田地域4小学校の自校式学校給食調理場が老朽化し、大朝、千代田地域の小・中学校に新たに学校給食を提供するため、昨年度より建設中の北広島町学校給食センターが令和6年8月から運用を開始し、この2学期から供用を開始します。このため本条例におきまして、北広島町学校給食センターを新しく設置するとともに使用しなくなる大朝学校給食共同調理場の廃止と千代田中学校への学校給食の提供が終わること、義務教育学校豊平学園の自校式学校給食調理場となる豊平学校給食センターを廃止するため、条例の一部改正について町議会に提案するものです。条例別表中、北広島町大朝学校給食共同調理場と北広島町豊平学校給食センターを削除し、北広島町学校給食センターを加え、令和6年8月1日から施行します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 議案第44号、大朝創作活動センター設置及び管理条例を廃止する条例について福祉課からご説明いたします。議案集27ページをお願いします。今回提案させていただきました廃止条例にある大朝創作活動センターは、近年利用はなく、今後も利用が見込めない施設であるため、施設を廃止し、それに伴い本条例を廃止するものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、5議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第45号 財産の無償譲渡についてから

日程第16 議案第49号 財産の取得の変更について

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第45号、財産の無償譲渡についてから、日程第16、議案第49号、財産の取得の変更についてまでの5議案を一括議題とします。以上、5議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第45号から議案第49号につきまして一括して説明します。議案集の29ページをお願いします。議案第45号、財産の無償譲渡について説明します。本

案は、町有財産を有効に利活用するため、財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集の35ページをお願いします。議案第46号、財産の無償貸付について説明します。本案は、地域住民をはじめ地域外からの関係人口を呼び込む交流拠点として有効に利活用することを目的とし、財産を無償で貸付することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集の37ページをお願いします。議案第47号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、北広島町学校給食センター新築工事について工事を実施した結果、請負金及び履行期限を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集の39ページをお願いします。議案第48号、財産の取得の変更について説明します。本案は、北広島町学校給食センター厨房機器について納入期限を精査した結果、納入期限を変更して実施する必要があるため、財産の取得の変更について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものです。41ページをお願いします。議案第49号、財産の取得の変更について説明します。本案は、北広島町学校給食センター厨房備品について物件内容を精査した結果、製品規格及び数量を変更する必要があるため、財産の取得の変更について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第45号、財産の無償譲渡について管財課よりご説明申し上げます。議案書は29ページをお願いいたします。本案は、広島県中古自動車販売商工組合J.U.広島と平成19年12月6日に締結した千代田スポーツパークホテル施設の有効活用に関する覚書第3条の賃借期間及び第6条の無償譲渡について、これまで協議を行い、町有財産賃貸借変更契約等を締結し、賃貸借期間の延長を行ってききましたが、このたび譲受け条件の合意が得られたため、土地及び建物の一部の無償譲渡契約を締結することについて町議会の議決を求めるものでございます。無償譲渡する財産でございます。1、財産の表示（1）種別、土地。所在につきましては、議案書30ページから32ページの別紙の1のとおりで、北広島町南方字大谷3607番1ほか175筆です。地積は、合計面積が17万606.80㎡でございます。続きまして、（2）種別、建物。所在につきましては、議案集33ページの別紙4のとおりで、事務所棟ほか3棟で、説明資料を添付しておりますので、後ほどご覧ください。種類も別紙2に記載の事務所、工場、倉庫です。延床面積は、4棟の合計で6816.91㎡でございます。2、譲渡先、広島県山県郡北広島町南方36番地10、広島県中古自動車販売商工組合理事長上田純二。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議案第46号、財産の無償貸付について、まちづくり推進課からご説明いたします。議案集35ページをお願いいたします。1、財産の表示、所在、広島県山県郡北広島町南方1918番地。種別、建物。名称、南方小学校。延床面積1288.00㎡。2、貸付の相手先、広島県山県郡北広島町木次307番地、株式会社キタヒロ代表取締役本田正博。3、貸付期間、貸付契約締結の日から令和11年3月31日まで。当該施設は、平成25年度に廃校になって以来、学校跡地利活用基本方針に基づき、まちづくりにとって有

効な利活用を検討してまいりましたが、具体的な活用方法は決まらず、倉庫として使用されておりました。このたび株式会社キタヒロへ無償貸付を行い、高齢化が進む南方地区の活性化やにぎわいを創出するため、また、地区のコミュニティー活動拠点や地区外からの交流人口を呼び込む交流拠点として活用していただくことを目的に無償貸付することを提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 議案第４７号、工事請負契約の変更について教育課からご説明いたします。議案集３７ページをお願いします。１、工事名、北広島町学校給食センター新築工事。２、工事場所、北広島町古保利。３、履行期限、令和６年６月２８日。４、変更履行期限、令和６年７月３１日。５、変更請負金額、９億２０３３万９２００円。６、今回変更による増額１３１６万９２００円。７、請負者、錦建設・ジール特定建設工事共同企業体代表者、広島市中区国泰寺町二丁目５番４号、錦建設株式会社代表取締役社長迫谷浩司。提案理由でございます。本工事は、令和５年７月議会において議決をいただき、９億７１７万円の予定で工事執行しておりますが、工事を進捗する中で、現地精査による舗装工事の施工内容見直しと、範囲の増加、別途工事である厨房機器との調整、取り合いによる換気設備の仕様変更及び機器を追加したことで工事費の増額が必要となりました。併せて別途工事の厨房機器との調整、取り合いによる換気設備の再発注に伴い、換気設備の工場製作に日数を要し、当初予定よりも３３日間工期を延長するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。続きまして、議案第４８号、財産の取得の変更について教育課からご説明いたします。議案集３９ページをお願いします。１、物件名、北広島町学校給食センター厨房機器。２、納入場所、北広島町古保利４５９番地１。３、買入価格、１億６９４０万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額１５４０万円。４、契約の相手方、広島県広島市西区楠木町三丁目６番９号、日本調理機株式会社中国支店支店長上野孝宏。５、納入期限、令和６年６月２８日。６、変更納入期限、令和６年７月３１日。提案理由でございます。北広島町学校給食センター建設に伴う厨房機器の整備について、令和５年１０月議会において議決をいただき執行しておりますが、建物本体工事執行の遅延に伴い、厨房機器の設置時期が当初よりも延期となるため、当初予定より３３日間納入期限を延長するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。続きまして、議案第４９号、財産の取得の変更について教育課からご説明いたします。議案集の４１ページをお願いします。１、物件名、北広島町学校給食センター厨房備品。２、納入場所、北広島町古保利４５９番地１。３、変更買入価格、３１７２万７００円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額２８８万３７００円。４、今回変更による減額、１７万９３００円。５、契約の相手方、広島県広島市西区楠木町三丁目６番９号、日本調理機株式会社中国支店支店長上野孝宏。６、納入期限、令和６年７月３１日。提案理由でございます。北広島町学校給食センター建設に伴う厨房備品の購入について令和６年３月議会において議決をいただき、３１９０万円の予定で購入を計画していましたが、センター化を見越して、既に購入した物品や既存物品の再精査を行うことで代替が発生したため、当初予定よりも１７万９３００円減額するものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。以上、５議案については、後日審議、採決を行います。

日程第 17 議案第 50 号 令和 6 年度北広島町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 議案第 51 号 令和 6 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（湊俊文） 日程第 17、議案第 50 号、令和 6 年度北広島町一般会計補正予算第 2 号から、日程第 18、議案第 51 号、令和 6 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号までの 2 議案を一括議題とします。以上、2 議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和 6 年度補正予算の概要について一括して説明します。令和 6 年度予算書、令和 6 年度一般会計予算補正第 2 号をお願いします。議案第 50 号、令和 6 年度北広島町一般会計補正予算第 2 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 900 万円を追加し、予算の総額を 160 億 9700 万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、合併 20 周年記念事業における開催経費の追加をはじめ、きたひろ応援ファン事業の実施、スポーツによる地域活性化及び人材育成の推進、県補助事業を活用した食肉加工施設整備に対する補助などの補正を行っております。繰越明許費補正は、第 2 表に追加 1 事業を、地方債補正は、第 3 表に目的別に計上しております。次に、国民健康保険特別会計予算補正第 1 号をお願いします。議案第 51 号、令和 6 年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 500 万円を追加し、予算の総額を 22 億 2900 万円とするものです。今回、予算補正を行う主な内容は、マイナ保険証への移行に伴う周知業務及びシステム改修に係る予算を追加で計上しております。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第 50 号、令和 6 年度北広島町一般会計補正予算第 2 号について財政政策課からご説明申し上げます。資料の令和 6 年度 6 月補正予算の概要及び主要施策をお願いいたします。今回の補正におきましては、一般会計の補正額は 3 億 900 万円の増額補正、補正後の予算額は 160 億 9700 万円となります。編成上のポイントとしましては、合併 20 周年記念事業における開催経費の追加、きたひろ応援ファン事業の実施、スポーツによる地域活性化及び人材育成の推進、県補助事業を活用した食肉加工施設整備に対する補助などでございます。本表下段には、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況、累計額などを掲載しております。次ページのⅢ、6 月補正予算主要施策等一覧表をご覧ください。今回補正を行う主な事業について、第 2 次北広島町長期総合計画（改訂版）の施策分野に沿って掲載しております。なお、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。それでは、内容について説明いたします。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、農業施設維持修繕事業における長寿命化対策工事請負費 950 万円、有害鳥獣駆除事業における被害防止協議会補助金 523 万 3000 円の追加、森づくり交付金事業における地域資源保全活用事業交付金 862 万 9000 円の減額などを、施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、スポーツによる地域活性化推進事業委託料 1000 万円、生涯スポーツ推進事業におけるパラスポーツイベント実施に係る備品購入費 208 万円、豊平運動公園運営事業における浄化槽管理委託料 170 万 8000 円、芸北オークガーデン運営事業における温泉ポンプ取替工事請負費 181 万 5000 円の追加などを、施

策分野Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、道路新設改良事業１４５５万２０００円の減額などを、施策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、庁舎維持修繕工事請負費４７４万８０００円、合併２０周年記念事業３１０万８０００円、きたひろ応援ファンド交付金等５１９９万９０００円、過疎地域持続的発展基金積立金９９１０万円、地域振興基金積立金１億４０００万円の追加などを計上しております。なお、一覧表中に資料番号を記載しております事業につきましては、事業目的、事業概要などを説明した資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。次に、補正予算書第２表、繰越明許費補正をお願いいたします。８款土木費、４項都市計画費、都市計画等策定事業について、新たに令和７年度への繰越しを追加するものでございます。次のページをお願いいたします。第３表、地方債補正でございます。一般単独事業における合併特例事業債、緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債の増額により、補正後の借入限度額を総額で２１億７０２９万９０００円とするものでございます。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 議案第５１号、令和６年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第１号について町民保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書３６ページ、３７ページをお願いします。１款１項１目一般管理費を４７８万３０００円増額するものです。これは、本年１２月２日に被保険者証が廃止され、マイナンバーカードと被保険者証が一体化されることに伴う国保システム改修費のほか、諸通知の郵送料になります。９款１項１目の予備費２１万７０００円の増額は調整になります。次に、歳入の事項別明細書３４ページ、３５ページをお願いします。３款１項１目保険給付費等交付金を４７８万３０００円増額するもので、歳出の一般管理費で説明した事業費と同額を特別交付金として措置されるものとなります。５款２項１目財政調整基金繰入金の２１万７０００円の増額も調整となります。以上で、町民保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、２議案については、後日審議、採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第１９ 諮問第１号 人権擁護委員の推薦について

○議長（湊俊文） 日程第１９、諮問第１号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集４３ページをお願いします。諮問第１号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第６条第３項の規定により、次の方を人権擁護委員の候補者として法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。住所氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町中原１３８８番地、山本明子さんです。よろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。お諮りします。諮問第１号、人権擁護委員の推薦については、山本明子さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第１号、人権擁護委員の推薦について

ては、山本明子さんを適任とすることに決定しました。以上で、本日の日程は、全部終了しました。次の本会議は、６月１１日午前１０時から一般質問の予定となっておりますので、よろしくお願いをいたします。本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 １１時 ０５分 散 会

~~~~~ ○ ~~~~~